

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○県外の区域から家畜等の移入を禁

告 示

福島県告示第四百八十七号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。
平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域

1 宮崎市高岡町内山の一部(前田、宮ノ尾、谷ノ口、新開、小峰、高野、徳右衛門釜、西山、東和石、西和石、水神迫、入込、小屋尾、八ノ久保、立石及び東山)及び高岡町浦之名の一部(相ヶ谷、下六、宇都水流、小田元、久木野及び茶屋原)

2 小林市野尻町紙屋の一部(山城、漆野原、城原、真崎、前平、新村、漆野、高山部当、真幸田、市ノ瀬、谷ノ口、五反田、小丸、太尾、飯屋谷、米川内、実参、竹ノ下、下村、後原、牧ノ谷、石切、長瀬、瀬戸ノ口、宮ノ前、山宮、川内、中水流、内神田、花立原、上ノ原、堀切、立神原、沖ノ尾、枯木迫、中辻、池ノ尾、下谷及び池ノ原)

3 都城市高城町四家の一部(平八重、本八重、雀ヶ野、様ヶ野及び養野のうち市道

養野中通線以东)

(畜産課)

福島県告示第四百八十八号

福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第十条の規定により、平成二十二年五月十一日付けで行った口蹄疫のまん延を防止するための家畜等の移入の禁止の指定を次のとおり解除する。
平成二十二年七月十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 移入の禁止の指定を解除する家畜等の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入の禁止の指定を解除する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域

1 宮崎市田野町の一部(餅ヶ瀬田尾)

2 都城市のうち岩満町、上水流町の一部(曲田丸、屏風谷、松ヶ迫、十三束、川桶飯、藤ヶ迫、長牟田、森田原、外堀、中道、野首、陳、陳ノ口、中牟田、香原、陳ノ下、梅下、羽根田、古城、梅口、西原、中島、古川、中須、下水流、瀬越、平原、王子前、久保田、平田、車田、長洲束、下川原、上川原及び柳原)、下水流町の一部(天神原、立木、木場代、火打水流、波籠口、倉満、脇畑、野添、諏訪前、赤池、中間、倉内、北鶴、南鶴、松永島、元牟田、小岡原、池田、佐土ヶ中、中須、長崎、川畑、王子川原、平原、清国、竹原及び築地)、野々美谷町、丸谷町の一部(鶴田、西ノ丸、乗峯、堂山、一貫水、大門、楠牟礼、阿布施、荒ヶ田、狸穴、松ヶ森、西ノ谷、下ノ園、稲荷田、山ノ田、銅谷、堀頭、万ヶ塚、狸尾、狙板、流合、渡り口、渡元、薄谷、遠目塚、市ノ下、下ノ原、終原、干太堀、榎木原、前畑、橋口、下川原、上川原、谷ノ口、四万培、植松原、上大五郎、本池、麻生迫、原下、中大五郎、下大五郎、下境、水ノ谷、長牟田及び米田)、高木町、神之山町、金田町、都北町、太郎坊町、吉尾町、大王町、平江町、前田町、小松原町、栄町、北原町、中原町、妻ヶ丘町、菖蒲原町、年見町、広原町、立野町、早水町、郡元一丁目、郡元二丁目、郡元三丁目、郡元四丁目、郡元町、祝吉、祝吉一丁目、祝吉二丁目、祝吉三丁目、祝吉四丁目、千町、上川東一丁目、上川東二丁目、上川東三丁目、上川東四丁目、下川東一丁目、下川東二丁目、下川東三丁目、下川東四丁目、庄内町、乙房町、菓子野町、関之尾町の一部(餅田、丸山、石町、梅木川原、多羅木、西ノ切、上和田、中牟田、新町、王子川原、正牟田、次牟田、中次、川崎、池ノ尾、上牧、中牧、牧跡、上ノ段、萩ノ尾、関之尾、大坪川原及び新開)、横市町、都原町の一部(都原)、志比田町の一部(ニタ元、城下谷を除く。)、南横市町の一部(宮下、高崎、平田、早馬原、和田、胡摩設、尻枝、八反田、柳田、坂元、加治屋、星原、田谷、吉原及び緑原)、高野町の一部(板川内、後迫、池田ヶ谷、前田、フヶ原、島越、四日田、大俣、夫婦谷、山下完口、大迫、上段、山ノ口、中ノ

段、和田敷、見返、萩原、道下、村前、中野、木綿ヶ野、前谷及び黒生、美川町、御池町の一部（横尾、札立原、戸ノ口及び折生ヶ久保）、花繰町、一万城町の一部（一万城及び広原）、高崎町笛水、高崎町江平、高崎町縄瀬、高崎町大牟田、高崎町東霧島、高崎町前田、山田町山田、山田町中霧島、高崎町四家、高崎町有水、高崎町石山、高崎町穂満坊の一部（後迫、小丸、宮下、才原、山路、野中、齊道、馬場、軍神原、茶園原、鷺窪、前田、大丸、小金丸、花立、洗田、板敷、清水、真米田、間ヶ塚、和田、鳥井前、下土器田、桑木丸及び同栗）、高崎町桜木、高崎町大井手、高崎町高城、山之口町山之口、山之口町花木及び山之口町富吉

3 延岡市のうち赤水町、鯛名町、妙見町、櫛津町、土々呂町一丁目、土々呂町二丁目、土々呂町三丁目、土々呂町四丁目、土々呂町五丁目、土々呂町六丁目、上伊形町、伊形町、下伊形町、石田町、南一ヶ岡一丁目、南一ヶ岡二丁目、南一ヶ岡三丁目、南一ヶ岡四丁目、南一ヶ岡五丁目、南一ヶ岡六丁目、南一ヶ岡七丁目、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、新浜町一丁目、新浜町二丁目、北一ヶ岡一丁目、北一ヶ岡二丁目、北一ヶ岡三丁目、北一ヶ岡四丁目、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘四丁目、旭ヶ丘五丁目、旭ヶ丘六丁目、塩浜町二丁目、塩浜町三丁目、塩浜町四丁目、小野町の一部（早稲田、一丁目、釈迦地、高町、荒田、矢櫃、大谷、寺畑、寺畑谷、石田、唐木、冷尻、阿部ヶ内、屋敷ヶ内及び金葉）、下三輪町の一部（中畑、伊山、松ノ元及び青谷城）、中三輪町の一部（中島、大野及び下檜谷）、上三輪町の一部（檜谷、山ノ口、小切畑、上ノ鶴、伊原及び小田）、北方町笠下区及び北方町川水流域の一部（吉野越）

4 小林市のうち南西方の一部（下水流、十三塚、板橋、石水、熊迫、小久保、立山、平原、孝ノ子、今村、堂田、浜ノ座、吉村、瀬戸岡及び土橋）、北西方の一部（有村、前原及び種子田原）、細野、真方、東方の一部（坂ノ下、鶴戸丸、高塚及び永迫を除く。）、水流迫、堤、須木奈佐木の一部（猫坂、川添、弘谷、下前田、橋谷町元、鳥越、中島、横谷、山ノ口及び永迫）、須木下田の一部（下宇都、坂本谷、小野、中野、轟下、大王谷、冷水、唐池、麓上原、桑原谷、相牟田、松ノ本、園田、下田中島、下田、鶴園、片地、洗崎、永田、ヲドノ及び軍谷）、須木内山の一部（楠谷、岩前、須志原、神ノ原、内山、東ノ前及び瀬越）、野尻町東麓、野尻町紙屋及び野尻町三ヶ野山の一部（中村、中原、建平、下久保、野戸谷、奈良塚、栗須、橋ノ元、岩坂、永山、小宇都、永尾、山神、前田、内木場、鳥居松、萩原、五反田、一本松、上ノ園、三ヶ野山、佐土原、山田口、蓑ヶ池、松山、大迫口、佐土元、橋ノ口、下ノ原、八所、川路、瀬戸ノ口、大眠、岩瀬口、大萩、西原、来見ヶ迫、佐土瀬原、園牟田、釘松、柿川内、湯ノ元、松ノ元、渡り口、亀甲、大脇渡、桃ノ木、四丁面、切畑、寺田、馬渡、出水、相牟田、小水流、上ノ原、下り山、福ヶ迫、中尾、前畑、大迫、権現崎、後原、水流平、入水、大塚原、東原、小坂下、大脇、大丸、勢ヶ迫、丸岡、野森原、大脇前、小坂、井出水、大谷及び丸山）

5 日向市のうち大字幸脇、美々津町の一部（川尻、南石並、北石並、新町、崎田町、下町、立岩通、中町、上町、中島、上別府、中別府、西別府、沖別府、黒岩、房ノ下、本行房、上ノ瀬、風原、九日田、天神原、天神面、原口、腰越、美山ヶ辻、大

丸、田代ヶ原、鶴田、余瀬、関渡、赤落、深田、南谷、北谷、井手口及びナカハル）、大字塩見、南町、中町、本町、上町、都町、北町、春原町、原町、鶴町、向江町、高砂町、新生町、永江町、江良町、伊勢ヶ浜、古田、大王町、尾達山、山下町、汐谷崎、大字富高、大字財光寺、大字日知屋の一部（半蔵ヶ下、山ノ口、前サガリ、中屋敷、大迫及びナゴラを除く。）、大字細島の一部（平場を除く。）、東郷町山陰乙の一部（松ノ下、横瀬、上ノ原、久保畑、迫田、下ノ原、崎山、日ノ平、藤ノ木、鳥川、竹ノ本、太田、広瀬、宮ヶ原、桂原、出口、間溝、広瀬田、中ノ原、岩金及び上ノ水流）、東郷町山陰丁の一部（山下、幸崎、毛牛草山、久居原、萩ノ小原、野々崎、老ノ股、轟、西ノ内及び黒山谷）、東郷町山陰丙、東郷町山陰己、東郷町山陰辛、東郷町山陰庚及び東郷町八重原迫野内

6 北諸県郡三股町のうち五本松、稗田、新馬場、花見原、中原、今市、大字宮村の一部（植木）、大字榊山の一部（山内、大谷、山下、中島、出水、外戸口、向原、八谷、植木原、古堀、河辺田、原田、迫田、南田、平田、蔵元、宮田、大工原、五本松、栗原、後畑、射場迫、町前、松原、塚原、天神、上沖、新道、東原、射場前、榎堀、稗田、唐橋、花見原、沖水原、中原、下沖、早馬下、天神下、池ノ元、塚下、中川原、竹下、稲荷下、稗久保、石坂、井手口及び細目）、大字餅原、大字蓼池及び大字長田の一部（山田川原、車場、堂の下、栗山、杉木水流、中川原、一本松、前川原、瀬ノ口、柳田、水戸口、上山田、宮前、立岩、稗宮、丸岡、宮尾、高才、霧島待、陣ノ尾、セカイ、仁田山、唐杉、宮田、山神迫、松ヶ迫、千才丸、向原、犬房ヶ迫、早馬田、関田、立野、方境、崎田、石ヶ迫、池ノ谷、折敷田、小椎迫、馬場田、杉ヶ谷、城内、中原、天神原、坂ノ下、諏訪原、辻原、栗菓、牧、福留、出谷、轟木、火の口、大川原、牧野、小川内、木場、御崎原、宮脇、温川、長原、平山、大八重、折付、政矢谷、椎八重、大野、川内、走持、内ノ川内、板ヶ谷、耐子口、高野、秋丸、佐渡脇、天木野、尾佐川、下飯屋及び老堂）

7 西諸県郡高原町のうち大字広原、大字後川内、大字蒲牟田及び大字西麓の一部（水分、藤頭、上水天原、下水天原、蒲牟田原、上大迫、一里山、山神後、広原、立山、鎮守ノ下、上馬場、下馬場、中ノ出口、二本松、前ノ原、馬登、大迫、代五郎、原ノ出口、村中、畑間、遠目塚、城ノ下、西城戸、城ノ向、天付、湯ノ崎、屋敷野、梅ヶ谷、坂ノ上、梅ヶ久保、池ノ原、瀬口、田ノ尻、目ノ崎、鹿兎山、木場谷及び横折）

8 東白杵郡門川町全域
9 東白杵郡美郷町のうち南郷区水清谷の一部（洗場、南川、折立、赤木、圍ヒ及び久保）、西郷区田代の一部（横山、西ノ八峡、扇山、鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野々原、漆ノ越、仮迫、田ノ原、圍ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、小川田、小川田ノ平、構谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、小川内、日陰谷、横ノ鶴、椎久保及び横谷を除く。）、西郷区立石、西郷区小原の一部（橋ヶ谷、か以の木、赤木、道の戸、藤の木、善治瀧、下ノ平、小笹木、は祢田、黒澤、坂の下、小笹木の平、大圓、宮ノ上、戸崎、木の下、下り、志ぶが尾、落の尾、萩

の越、セリ平、坪谷の吐、こや志、熊澤、上の園、笹陰、木澤田、井川の元、うけ場の元、市の内、川戸口、は以川、論田畑、横谷、よこ以場、山の越、古田、日の陰及びすだの尾)、北郷区宇納間の一部(中原、中原前、羽子場、大原、甲田、平田、汐、平山、西野々、宗四郎、垂門、米花、今別府、櫻ノ森、織田、坂元、造次郎、椎矢谷、力石、山口、九郎造、長野、尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納間、奥楮、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、廣野、高鼻、秋元、松ヶ原、塔野原、小田、鹿猪谷、小園、板木及び赤二田)、北郷区入下及び北郷区黒木の一部(日平、アイノ内、尾平、小久保、舟方、ヨリキ、板ヶ原、小原、ホコノサコ、所野、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、小屋ノ谷、トサキ、ウノス、黒瀬、アカリ、ウドノ口、イヌイカクラ、猫ノ越、下モノ前、飯谷、ウセ田、檜木田、コノノタイラ、ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ田、深田ノ原、詰ノ谷、アマゴノ原、ソグ田、ソウ谷、玉カツラ、赤木谷、菅ノ谷、トン谷、シメ山、中ノ瀬、クロンゴ、日野及び土々呂

(畜産課)